

名古屋北労働基準監督署発表
平成29年9月5日

労災死亡事故で書類送検

名古屋北労働基準監督署(署長 野原敏裕)は、平成29年9月5日、下記の容疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 容疑者

- (1) 株式会社なかつつ
(所在地：愛知県稲沢市大矢浄土寺町19番地)
同社 取締役部長(31歳)
- (2) 株式会社麦島建設
(所在地：愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目19番10号)
同社 現場所長(38歳)

2. 違反条文

- (1) 株式会社なかつつほか1名に対し、
 - 労働安全衛生法第21条第2項
 - 労働安全衛生規則第526条第1項
 - 労働安全衛生法第119条第1号(罰則)
 - 労働安全衛生法第122条(両罰規定)
 - 労働安全衛生法第20条第1号
 - クレーン等安全規則第66条の2第1項
 - 労働安全衛生法第119条第1号(罰則)
 - 労働安全衛生法第122条(両罰規定)
- (2) 株式会社麦島建設ほか1名に対し、
 - 労働安全衛生法第31条第1項
 - 労働安全衛生規則第653条第2項
 - 労働安全衛生法第119条第1号(罰則)
 - 労働安全衛生法第122条(両罰規定)

3. 事件の概要

平成29年3月6日、春日井市鳥居松町内のマンション新築工事現場において、一次下請人である株式会社なかつつの労働者(54歳)が、地上から高さ約1.8

メートルの枠組足場 1 段目に置かれていた角鋼管約 40 本の束（約 90 キログラム）を躯体屋上へ吊り上げようと同足場に昇り、玉掛けを行い、移動式クレーンにより約 20 メートル吊り上げたところで、束から約 10 本が玉掛けワイヤーから抜け、直下にいた当該労働者の頭部へと落下し、5 日後の平成 29 年 3 月 11 日に死亡するという災害が発生したが、

(1) 株式会社なかてつの取締役部長は、当該労働者に、

上記枠組足場を組み合わせて設置した高さ約 1.8 メートルの材料置場の上で、角鋼管の吊り上げ作業を行わせるにあたり、安全に昇降するための設備等を設けていなかった

つり上げ荷重が 35.0 トンの移動式クレーンを用いて、角鋼管の吊り上げ作業を行わせるにあたり、同クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、移動式クレーンによる作業の方法、移動式クレーンの転倒を防止するための方法、移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統を定めていなかった

疑い。

(2) 元請の株式会社麦島建設の現場所長は、一次下請負人である株式会社なかてつの労働者に、上記枠組足場を組み合わせて設置した高さ約 1.8 メートルの材料置場を作業床として使用させるにあたり労働者が安全に昇降するための設備を設けていなかった疑い。

4. 違反法条文

<労働安全衛生法>

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

<労働安全衛生規則>

（昇降するための設備の設置等）

第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

（物品揚卸口等についての措置）

第六百五十三条 注文者は、法第三十一条第一項 の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

<クレーン等安全規則>

（作業の方法等の決定等）

第六十六条の二 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る

場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
 - 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
 - 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統
- 2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。